

# 介護保険

が

変わりました。

…社会全体の支え合いの制度である介護保険の運営を将来に渡り安定・充実させるため、保険料や制度の見直しを3年ごとに行います。

## 変更

### ●介護保険料の改定

※保険料は3年間(平成27年度～29年度)同負担割合

→7月中旬に「平成27年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を送付します。<65歳以上>

### 制度改正による変更事項(8月1日～)

#### ●利用者負担が一定以上の所得のある方は2割に

65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方については、介護サービスを受けたときの利用者自己負担割合が1割から2割に変更されます。

#### ●介護保険負担割合証を認定者に新たに発行

平成27年7月下旬に、介護認定者全員に負担割合(1割または2割)を示す「介護保険負担割合証」(水色)を送付します。8月から必ず保険証と一緒にご提示ください。

#### ●高額介護サービス費等の限度額の変更

#### ●高額医療・高額介護合算制度の限度額の変更(70歳未満)

#### ●低所得の施設利用者の食事・居住費の補助の適用要件

詳しくは納付書に同封のチラシをご覧ください。

### 3年前と比べ… (羽曳野市)

- ・65歳以上の人口 約3,500人(13%)増
- ・介護サービス給付費 年約15億円(21%)増

今後 元気に過ごされる高齢者を増やす取り組みが必要



### ★介護の保険証の色が変わります

6月より新たに発行する場合に限り、保険証が黄色に変更となります。保険証は必要時に発行をしていますので、現在お持ちのオレンジ色の保険証はそのままご使用いただけます。



## Q&A ～教えて！介護保険のこと～

Q. 7月に届いた納入通知書ですが、毎年同じ年金収入額だけなのに、4月・6月・8月と比べて介護保険料が多く引かれます。なぜですか？

A. 27年度保険料と26年度保険料に変更がありました。同じ年金受給額の方なら27年度保険料が高くなるため、年金天引き額も高くなっています。なお、4月・6月・8月は26年度保険料ベースで計算(仮算定)を行い、今回の27年度年間保険料の決定を受け、仮算定額を差し引き、残額を3回(10月・12月・2月)で年金天引きをします。

Q. 私は将来において介護保険を利用しないので、保険料は払いたくないのですが。

A. 介護保険制度は、皆さんで保険料を出し合い、社会全体で支え合う仕組みになっています。保険料を滞納していると、滞納期間に応じて費用の全額を一旦利用者が負担し、市に申請して払い戻しを受けたり、長期化した場合は利用者負担額が3割や、高額介護サービスなどの給付が受けられなくなります。

Q. 保険料はどのように決まるのですか？市により違うのですか？

A. 40歳以上の皆さんが納めていただいている保険料以外に、公費(国・府・市)でまかなわれています。皆さんの保険料は次の計算式で算出されます。

$$\begin{array}{l} \text{市の必要な介護} \\ \text{サービスの総費} \\ \text{用} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{65歳以上被保} \\ \text{険者の負担割合} \\ \text{(羽曳野市 22\%)} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{65歳以上被保} \\ \text{険者の人数} \\ \text{(羽曳野市在住)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{第6期保険料の} \\ \text{基準額年額} \\ \text{(73,920円)} \end{array}$$

このため、市により保険料は異なります。(※このたびの介護保険料の段階設定は、低所得者の方には負担軽減、高所得者の方には所得に応じた保険料負担を求めています。)

Q. 年金から天引きされる事が、納得いきません。止めてもらえませんか？

A. 介護保険料は年金が年間18万円以上ある方(一部の例外を除く)は、年金から天引きすることになっており、止めたり納付方法を変更する事はできません。年金で保険料を確実に納付いただく事で、負担の公平性を確保し、安定したサービスを提供できる介護保険制度が成り立っています。

<問合せ> 高年介護課 ☎ 958-1111 (内線 1371・1395・1399・1370)